

8 周辺住民への周知（リスクコミュニケーション）

近年、特定建築材料が使用されている建築物の解体に伴う環境中への石綿の飛散に対する懸念が高まっており、市民からもその影響を心配する声が多く寄せられています。このため、正確な情報を住民に提供することや住民からの問合せに丁寧に答えることが重要となってきます。そこで、上記の元請業者及び自主施工者は、次の二つの方法により周辺の住民に対して周知を行ってください。（どちらか一方ではなく、両方の方法で周知する必要があります。）

なお、特定建築材料がない工事現場であっても、大気汚染防止法の規定により、掲示板による周知が必要です。

8. 1 事前調査結果の掲示（法第18条の15第5項、規則第16条の9、10）

対象：解体等工事の元請業者又は自主施工者

(1) 掲示期間

解体等工事の期間中、**掲示**してください。例えば、建築物の解体工事の場合は、仮設の設置から整地完了までとなります。

(2) 掲示方法

次の事項を記載した掲示板（大きさ：A3、297×420mm以上）を公衆の見やすい場所に設置してください。

掲示板の記載事項

- ① 調査の結果
- ② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先、（法人の場合）代表者名
- ③ 調査を終了した年月日
- ④ 調査の方法
- ⑤ （特定工事に該当する場合）特定建築材料の種類

※ ①～⑤の項目は、作業基準の掲示板的設置（9.2 作業方法等の掲示）の記載事項と併せて、1枚の掲示板とすることもできます。なお、掲示については、具体的な様式を定めておらず、石綿障害予防規則など他法令に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えありません。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はありません。

<参考>大気汚染防止法の規定による事前調査結果の掲示例

石棉使用なし記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石棉障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第8項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^(注) 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石棉障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。			
事業場の名称： 解体工事作業所。		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)。	
調査終了年月日： 令和 年 月 日。		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)。	
看板表示日： 令和 年 月 日。		住所。	
解体等工事期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日。		現場責任者氏名。	
調査方法の概要(調査箇所)。		連絡場所 TEL。	
【調査方法】			
【調査箇所】			
調査結果の概要(部分と石棉含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)。		調査を行った者(分析等の実施者)。	
石棉は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)。 【石棉含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照。		氏名又は名称及び住所。 事前調査・試料採取を実施した者 ① 日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 会員番号 住所 分析を実施した者 ② 環境分析センター 代表取締役社長 氏名 登録番号 住所	
		その他の事項。	
		調査結果の概要に示す「石棉含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す。 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日。	

8. 2 広告物の配布等（川崎市条例第 67 条の 3）

対象：特定工事を施工しようとする事業者であつて、以下に該当する者

- ① 特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に限る。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事の元請業者及び自主施工者
- ② 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が 80m²以上である解体工事の元請業者及び自主施工者

対象となる工事の元請業者及び自主施工者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺住民に対し、当該事業者の氏名又は名称、特定粉じん排出等作業の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知する必要があります。

(1) 実施の時期

特定工事の開始前に実施してください。例えば、仮設を設置する場合は、仮設の設置が特定工事の開始となるので、その前までには実施する必要があります。

(2) 周知方法

広告物の配布、訪問による個別説明、説明会の開催などの方法により実施してください。

条例の周辺住民への周知に関する規定は、解体等工事による石綿の飛散のおそれに対し、住民と事業者がコミュニケーションを取りながら、作業の実施方法について情報を共有し、安全かつ円滑に工事が推進されることを目的としています。したがって、この趣旨を踏まえ、広告物の配布だけではなく、必要に応じて個別訪問や説明会も併せて実施してください。特に規模の大きな建築物の場合には、説明会を実施するなどの配慮が必要です。

(3) 周知の範囲と対象

周知の範囲は、以下のとおりとします。

周知範囲：特定粉じん排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で 20mの範囲内の住民。事業を営まれている方、学校など公共施設も含みます。

「特定粉じん排出等作業を行う区域」とは、特定粉じん排出等作業の関係者（石綿を除去する作業員やその監督者など）以外の者の立ち入りを禁止するエリア（バリケード、ロープ、ラバーコーンで物理的な措置を講じた場所）のことです。（石綿障害予防規則第 15 条「関係者以外立入禁止」）

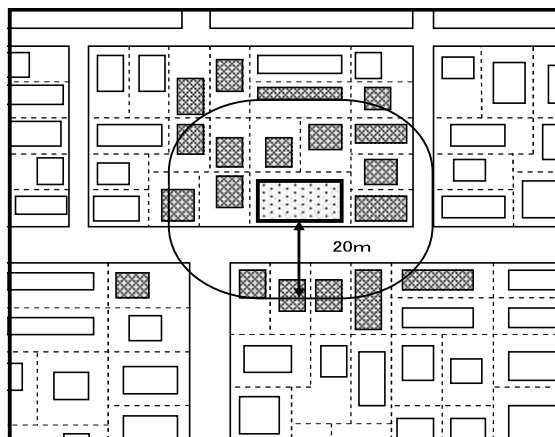
条例施行規則に規定する 20m の範囲の外に居住する住民に対しても、状況に応じて同様に配慮することも大切です。また、解体等作業を伴う工事の場所が、保育園、幼稚園、小、中学校などの公共施設の付近にある場合は、石綿の飛散に伴う影響を心配される方々が非常に多くなりますので、周知の方法や対象についても十分に配慮することが必要です。

なお、工業専用地域等において、周囲に居住する住民がいない場合であっても、20mの範囲内に近隣の事業所がある場合は、その事業所に対して周知をしてください。

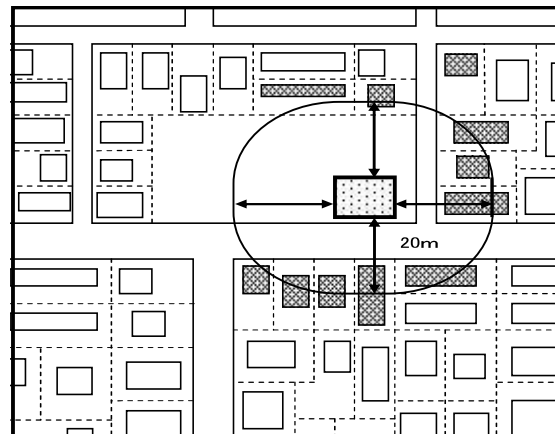
<周知範囲の例>

周知範囲は次の図に示すとおりですが、状況に応じて **20m** の範囲外であっても周知を実施するなどの配慮が必要です。

■建築物の解体の場合



■広大な敷地の中の一部の建築物の解体の場合



周知の対象



特定粉じん排出等作業の区域